

令和8年9月補正 予算事業説明書



福祉政策課



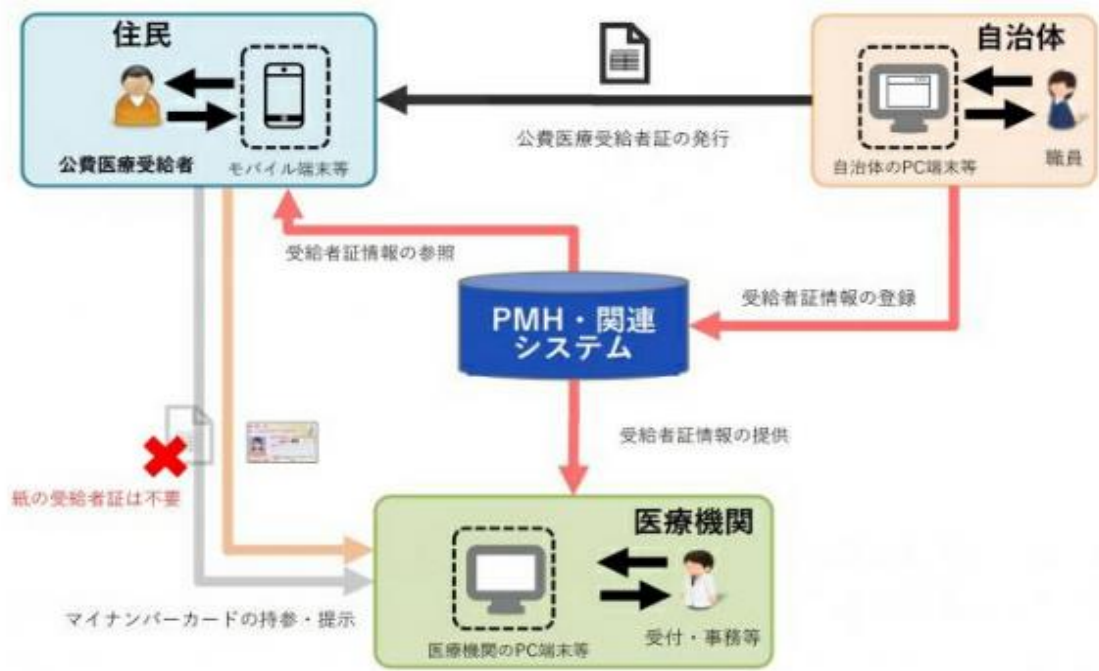
款	3	民生費	項	1	社会福祉費	目	2	障がい者福祉費	会計名	一般会計																																																																																							
事業名		4	障がい児・者地域生活体験支援事業						所属名	福祉政策課																																																																																							
事業の目的	対象 (誰、何に対してか)	①在宅の障がい児・者 ②障がい児・者地域生活体験事業の運営事業所						総合計画における位置づけ																																																																																									
								⑩ともに支え合い元気に暮らすまちづくり																																																																																									
								「4つの挑戦」から見た位置づけ																																																																																									
								③環境に挑戦(環境と共生のまち)																																																																																									
								根拠法令・要綱等																																																																																									
	意図 (対象をどうするか)	①生活技術と自立意欲が高まっている。 ②安定した運営を行うことができている。						名称	南部町障がい者等地域生活体験事業補助金交付要綱																																																																																								
								URL	https://www.town.nanbu.tottori.jp/reiki/reiki_honbun/r049RG00000629.html																																																																																								
								名称	南部町補助金等交付規則																																																																																								
								URL	https://www.town.nanbu.tottori.jp/reiki/reiki_honbun/r049RG00000167.html																																																																																								
	成果の視点 (どのような効果があるか)	①、②障がい児・者地域生活体験事業を希望する障がい児・者が生活技術と自立意欲を高めている。						名称	鳥取県障がい児・者地域生活体験事業補助金交付要綱																																																																																								
URL								URL非公開																																																																																									
補正前の予算比±30%以上の理由																																																																																																	
予算状況		補正前の額		補正額		計		非該当																																																																																									
		484 千円		68 千円		552 千円																																																																																											
【提案理由】 本補助金は、鳥取県の間接補助金であるが、鳥取県障がい児・者地域生活体験事業補助金交付要綱において、補助基準額の単価の見直しが行われていたことに伴い令和8年度に南部町障がい者等地域生活体験事業補助金交付要綱を改正した。 改正後の単価で事業に係る費用を再計算した結果、当初予算で見込んでいた費用を超過する見込みのため、補正を行うもの。 【事業内容】 在宅の障がい児・者が親元などから自立してグループホーム等で自立的な地域生活を営むことができるよう地域生活を体験できる住宅を提供して、生活技術と自立意欲を高める支援を行う。 【状況】 歳出 <table><tr><th>当初予算額</th><th>積算根拠</th><th>見込額</th><th>積算根拠</th><th>補正額</th></tr><tr><td>484千円</td><td>人件費部分:生活体験ホーム利用補助単価4,270円×利用見込日数36日=153,720円 建物賃借料:補助基準額330,000円×全体に占める南部町利用者の割合100/100=330,000円 計:153,720円+330,000円=483,720円 ÷484,000円</td><td>552千円</td><td>人件費部分:生活体験ホーム利用補助単価8,700円×利用見込日数43日=374,100円 建物賃借料:補助基準額586,000円×43/141(全体に占める南部町利用者の割合)=178,709円 計:374,100円+178,709円=552,809円 ÷552,000円(千円未満切捨て)</td><td>68千円</td></tr></table> 歳入 鳥取県障がい児・者地域生活体験事業補助金:68千円×1/2(補助率)＝34千円 【対応策】 不足額を増額 見込額:552千円－当初予算額:484千円＝68千円(補正額) (歳入内訳 単位:千円) <table><tr><th>款-項-目-節</th><th>科目名称</th><th>補正前の額</th><th>補正額</th><th>節</th><th>補正前の額</th><th>補正額</th></tr><tr><td>15-2-2-2</td><td>障がい児・者地域生活体験事業補助金</td><td>241</td><td>34</td><td>18 負担金補助及び交付金</td><td>484</td><td>68</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>一般財源</td><td>243</td><td>34</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td>484</td><td>68</td><td>計</td><td>484</td><td>68</td></tr></table> 有効性 成果の視点からみたこれまでの成果内容、または成果が見込まれる点(前年度までの実績、補正前までの状況をもとに記載) 【※新規要求又は補正予算を行うことによる成果見込を記入すること】 障がい児・者地域生活体験事業を希望する障がい児・者が適切に生活体験ホームを利用することができ、期待された生活技術と自立意欲の向上を見込む。											当初予算額	積算根拠	見込額	積算根拠	補正額	484千円	人件費部分:生活体験ホーム利用補助単価4,270円×利用見込日数36日=153,720円 建物賃借料:補助基準額330,000円×全体に占める南部町利用者の割合100/100=330,000円 計:153,720円+330,000円=483,720円 ÷484,000円	552千円	人件費部分:生活体験ホーム利用補助単価8,700円×利用見込日数43日=374,100円 建物賃借料:補助基準額586,000円×43/141(全体に占める南部町利用者の割合)=178,709円 計:374,100円+178,709円=552,809円 ÷552,000円(千円未満切捨て)	68千円	款-項-目-節	科目名称	補正前の額	補正額	節	補正前の額	補正額	15-2-2-2	障がい児・者地域生活体験事業補助金	241	34	18 負担金補助及び交付金	484	68																																																			一般財源	243	34				計		484	68	計	484	68
当初予算額	積算根拠	見込額	積算根拠	補正額																																																																																													
484千円	人件費部分:生活体験ホーム利用補助単価4,270円×利用見込日数36日=153,720円 建物賃借料:補助基準額330,000円×全体に占める南部町利用者の割合100/100=330,000円 計:153,720円+330,000円=483,720円 ÷484,000円	552千円	人件費部分:生活体験ホーム利用補助単価8,700円×利用見込日数43日=374,100円 建物賃借料:補助基準額586,000円×43/141(全体に占める南部町利用者の割合)=178,709円 計:374,100円+178,709円=552,809円 ÷552,000円(千円未満切捨て)	68千円																																																																																													
款-項-目-節	科目名称	補正前の額	補正額	節	補正前の額	補正額																																																																																											
15-2-2-2	障がい児・者地域生活体験事業補助金	241	34	18 負担金補助及び交付金	484	68																																																																																											
	一般財源	243	34																																																																																														
計		484	68	計	484	68																																																																																											

款	3	民生費	項	1	社会福祉費	目	5	特別医療費	会計名	一般会計
事業名		1	特別医療費助成事業						所属名	福祉政策課
事業の目的	対象 (誰、何に対してか)	①小児 ②ひとり親家庭 ③重度心身障がい者等							総合計画における位置づけ	
									⑩ともに支え合い元気に暮らすまちづくり	
									「4つの挑戦」から見た位置づけ	
									①くらしに挑戦(安全すこやかに暮らすまち)	
									根拠法令・要綱等	
	意図 (対象をどうするか)	①②③対象者が医療機関にかかられた際の医療費を助成することにより、経済的負担の軽減および健康の保持を図っている。							名称	南部町特別医療費助成条例
									URL	https://www.town.nanbu.tottori.jp/reiki/reiki_honbun/r049RG00000254.html
									名称	南部町特別医療費助成条例施行規則
									URL	https://www.town.nanbu.tottori.jp/reiki/reiki_honbun/r049RG00000255.html
	成果の視点 (どのような効果があるか)	経済的な負担軽減および健康の保持により生活を安定させている。							名称	南部町特別医療費助成条例施行規則取扱要綱
URL									https://www.town.nanbu.tottori.jp/reiki/reiki_honbun/r049RG00000256.html	
補正前の予算比±30%以上の理由										
予算状況		補正前の額			補正額			計		
		87,328 千円			6,188 千円			93,516 千円		
								オンライン資格確認に係るシステム改修が必要になったため。		

【提案理由】
医療機関や薬局の窓口でマイナンバーカードを読み取るだけで、特別医療費の受給資格が確認できるようにシステム改修を行うため。
令和8年2月に国から県を通じた令和9年度中の実施にかかる意向調査をうけ改修を行うもの。

【事業内容】
医療費助成のオンライン資格確認に伴う、情報連携システム(PMH)と連携するためのシステム改修を行うことにより、特別医療費受給資格証の発行が不要となる。また、医療機関においてマイナ保険証による資格確認及び県外での現物給付が可能となり、受給者は償還払いの申請が不要となるため、受給者及び事務処理に係る負担を軽減することができる。

PMH連携イメージ(黒、灰色:既存の流れ、橙、黄色:改修後の流れ)



(歳入内訳 単位:千円)				(歳出内訳 単位:千円)		
款-項-目-節	科目名称	補正前の額	補正額	節	補正前の額	補正額
14-2-2-3	地域診療情報連携推進費補助金	0	1,476	10 需用費	29	0
15-2-2-4	特別医療費補助金	39,716	0	11 役務費	66	0
20-5-5-1	特別医療高額戻入	7,800	0	12 委託料	1,813	6,188
				19 扶助費	85,420	0
	一般財源	39,812	4,712			
	計	87,328	6,188	計	87,328	6,188

有効性	成果の視点からみたこれまでの成果内容、または成果が見込まれる点(前年度までの実績、補正前までの状況をもとに記載)	【※新規要求又は補正予算を行うことによる成果見込を記入すること】 医療費助成のオンライン資格確認に対応するため、情報連携システム(PMH)と連携するシステム改修を実施する。これにより、特別医療費受給資格証の発行が不要となるとともに、県外での現物給付が可能となり、受給者及び事務処理に係る負担の軽減を図ることができる。
-----	--	---

事業名	1	特別医療費助成事業	所属名	福祉政策課																								
【状況】 システム改修に必要な額 6,188千円(補正額) 積算根拠 ① PMH対応プログラム(小児、ひとり親家庭、重度心身等) 350,000円×1.1×3事業＝1,155,000円 ② システム作業(PMH連携機能追加) 1,635,000円×1.1＝1,798,500円 ③ API連携バッチサーバ 2,040,000円×1.1＝2,244,000円 ④ API連携サーバ・ファイアウォール装置導入作業 900,000円×1.1＝990,000円 上記のうち、③及び④については、登録手続きの際マイナンバー情報を自動でシステムに伝送するためのもの。 【対応策】 不足額を増額補正する。 必要額:8,001千円－既予算額:1,813千円＝6,188千円(補正額) (歳入) 令和8年度(令和7年度からの繰越分)地域診療情報連携推進費補助金(医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業):2,953千円×1/2(補助率)＝1,476千円 なお、上記補助金は、①及び②のみ対象である。 (補助対象及びAPI連携サーバの必要性) 今回実施する改修のうち、①「PMH対応プログラム(医療費助成)の改修」及び②「システム作業(PMH連携機能追加)」については、既存の自治体業務システムをPMHに対応させるためのプログラム改修及び連携機能の追加であることから、補助事業の目的である「自治体業務システムの改修等」に該当し、補助対象となる。 一方、③「API連携バッチサーバ」及び④「API連携サーバ・ファイアウォール装置導入作業」については、PMHとのデータ連携を行うためのサーバ及びネットワーク・セキュリティ環境を新たに整備するものであり、既存の自治体業務システムそのものの改修ではなく、PMH接続のための情報システム基盤の整備に該当するものと整理される。 このため、③及び④については、PMHとの連携に必要な環境整備ではあるものの、本補助金が対象とする「自治体業務システムの改修等」の範囲には含まれないものとして、補助対象外と整理される。 なお、③及び④については、特別医療費の受給対象者の情報を、特別医療システムから自動でPMHに送ることができ、これにより受給資格者の送信漏れの回避及び職員の作業無担軽減が期待できる。 〈国庫補助対象経費及び補助金額〉 (補助対象経費) (補助金額) ① 1,155,000円 ② 1,798,500円 計 2,953,500円 × 1/2 (補助率) ≒ 1,476,000円(千円未満切捨) (参考)特別医療費助成制度 ・身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神保健福祉手帳1級保持者 〈一部負担金〉 ①非課税世帯は無料 ②課税世帯で本人非課税の場合 通院上限1,000円、入院上限5,000円(同月同一医療機関) ③課税世帯で本人課税の場合 通院上限2,000円、入院上限10,000円(同月同一医療機関) ・特定疾病、ひとり親家庭 〈一部負担金〉 通院1回530円(同月同一医療機関、通院5回目と院外薬局は無料) 入院1日1,200円 ・小児 〈一部負担金〉 無料 ・受給対象者 (人) <table><tr><td>区分</td><td>当初予算時</td><td>R8.7.28時点</td></tr><tr><td>重度身障</td><td>180</td><td>169</td></tr><tr><td>重度知的</td><td>30</td><td>27</td></tr><tr><td>精神障害</td><td>20</td><td>19</td></tr><tr><td>特定疾病</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>ひとり親</td><td>60</td><td>44</td></tr><tr><td>小児</td><td>1,300</td><td>1,251</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,591</td><td>1,511</td></tr></table>					区分	当初予算時	R8.7.28時点	重度身障	180	169	重度知的	30	27	精神障害	20	19	特定疾病	1	1	ひとり親	60	44	小児	1,300	1,251	合計	1,591	1,511
区分	当初予算時	R8.7.28時点																										
重度身障	180	169																										
重度知的	30	27																										
精神障害	20	19																										
特定疾病	1	1																										
ひとり親	60	44																										
小児	1,300	1,251																										
合計	1,591	1,511																										

款	10	災害復旧費	項	5	厚生労働施設災害復旧費	目	1	民生施設災害復旧費	会計名	一般会計																																																																																															
事業名		4	社会福祉施設災害復旧支援事業						所属名	福祉政策課																																																																																															
事業の目的	対象 (誰、何に対してか)	令和8年1月に発生した島根県東部を震源とする地震により被災した社会福祉施設を運営する事業者						総合計画における位置づけ																																																																																																	
								⑨健康づくりの推進																																																																																																	
								「4つの挑戦」から見た位置づけ																																																																																																	
								①くらしに挑戦(安全すこやかに暮らすまち)																																																																																																	
								根拠法令・要綱等																																																																																																	
	意図 (対象をどうするか)	地震による損傷個所の修繕を行い、安全で利用しやすい施設となっている。						名称	社会福祉法																																																																																																
								URL	https://laws.e-gov.go.jp/law/326AC0000000045																																																																																																
								名称	南部町社会福祉法人の助成に関する条例																																																																																																
								URL	https://www.town.nanbu.tottori.jp/reiki/reiki_honbun/r049RG00000253.html																																																																																																
	成果の視点 (どのような効果があるか)	被災した施設の復旧を行うことで、入所者及び利用者の安全な生活の維持並びに地域福祉の安定が図られている。						名称																																																																																																	
URL																																																																																																									
補正前の予算比±30%以上の理由																																																																																																									
予算状況		補正前の額		補正額		計		新規事業のため																																																																																																	
		0 千円		4,093 千円		4,093 千円																																																																																																			
【提案理由】 令和8年1月6日発生地震により被災した社会福祉施設の復旧を行うための予算を補正する。 【事業内容】 社会福祉施設の復旧に要する修繕費等について、国や県から支援を受ける部分を除いた金額の1/2補助を行う。 【状況】 町内の社会福祉施設に聞き取りを行ったところ、以下の被害が確認できた。 <table><thead><tr><th>補助対象</th><th>被災施設</th><th>査定(修繕)見込額(千円)</th><th>被害状況</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="5">社会福祉法人伯耆の国(A)</td><td>特別養護老人ホームゆうらく</td><td>28,417</td><td rowspan="3">各室の天井、壁、電気設備、機械設備、屋根等の損傷</td><td rowspan="5">災害復旧費で国1/2、県1/4補助あり(23,277千円)</td></tr><tr><td>ショートステイゆうらく</td><td>287</td></tr><tr><td>デイサービスセンターゆうらく</td><td>1,468</td></tr><tr><td>グループホームおちあい</td><td>864</td><td>水道設備の損傷</td></tr><tr><td>計</td><td>31,036</td><td></td></tr><tr><td>南部町社会福祉協議会(B)</td><td>地域共生社会実現拠点施設いくらの郷</td><td>429</td><td>屋根、外壁の損傷</td><td></td></tr></tbody></table> 【対応策】 災害復旧にかかる修繕費等に対し、補助率1/2で補助する。 ・その他補助金 4,093千円 (A):(査定見込額31,036千円－国県補助額23,277千円)×1/2=3,879千円 (B):修繕見込額429千円×1/2=214千円 (A)+(B)=4,093千円 支給要綱:南部町令和8年1月地震による民間社会福祉施設災害復旧事業費助成金交付要綱(9月末制定予定) (歳入内訳 単位:千円) <table><thead><tr><th>款-項-目-節</th><th>科目名称</th><th>補正前の額</th><th>補正額</th></tr></thead><tbody><tr><td>21-1-7-2</td><td>民生施設単独災害復旧事業債</td><td>0</td><td>4,000</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>一般財源</td><td>0</td><td>93</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td>0</td><td>4,093</td></tr></tbody></table> (歳出内訳 単位:千円) <table><thead><tr><th>節</th><th>補正前の額</th><th>補正額</th></tr></thead><tbody><tr><td>18 負担金補助及び交付金</td><td>0</td><td>4,093</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>0</td><td>4,093</td></tr></tbody></table>											補助対象	被災施設	査定(修繕)見込額(千円)	被害状況	備考	社会福祉法人伯耆の国(A)	特別養護老人ホームゆうらく	28,417	各室の天井、壁、電気設備、機械設備、屋根等の損傷	災害復旧費で国1/2、県1/4補助あり(23,277千円)	ショートステイゆうらく	287	デイサービスセンターゆうらく	1,468	グループホームおちあい	864	水道設備の損傷	計	31,036		南部町社会福祉協議会(B)	地域共生社会実現拠点施設いくらの郷	429	屋根、外壁の損傷		款-項-目-節	科目名称	補正前の額	補正額	21-1-7-2	民生施設単独災害復旧事業債	0	4,000																										一般財源	0	93	計		0	4,093	節	補正前の額	補正額	18 負担金補助及び交付金	0	4,093																						計	0	4,093
補助対象	被災施設	査定(修繕)見込額(千円)	被害状況	備考																																																																																																					
社会福祉法人伯耆の国(A)	特別養護老人ホームゆうらく	28,417	各室の天井、壁、電気設備、機械設備、屋根等の損傷	災害復旧費で国1/2、県1/4補助あり(23,277千円)																																																																																																					
	ショートステイゆうらく	287																																																																																																							
	デイサービスセンターゆうらく	1,468																																																																																																							
	グループホームおちあい	864	水道設備の損傷																																																																																																						
	計	31,036																																																																																																							
南部町社会福祉協議会(B)	地域共生社会実現拠点施設いくらの郷	429	屋根、外壁の損傷																																																																																																						
款-項-目-節	科目名称	補正前の額	補正額																																																																																																						
21-1-7-2	民生施設単独災害復旧事業債	0	4,000																																																																																																						
	一般財源	0	93																																																																																																						
計		0	4,093																																																																																																						
節	補正前の額	補正額																																																																																																							
18 負担金補助及び交付金	0	4,093																																																																																																							
計	0	4,093																																																																																																							
有効性	成果の視点からみたこれまでの成果内容、または成果が見込まれる点(前年度までの実績、補正前までの状況をもとに記載)	【※新規要求又は補正予算を行うことによる成果見込を記入すること】 地震による損傷個所の修繕を行うことで、利用者が安全で快適に施設を利用することができる。																																																																																																							

【ゆうらく関係】



① 椿ユニット天井剥がれ



② 杏ユニット天井剥がれ



③ 外壁剥がれ



④ 棟 熨斗瓦の破損

【いくらの郷】



⑤ 屋根鉄板剥がれ



⑥ 屋根鉄板剥がれ



⑦ 屋根鉄板剥がれ



⑧ 外壁ひび割れ